

患者さまへ

## 医療行為に伴う侵襲と「合併症」・「偶発症」について

すべての医療行為は、身体に対する侵襲（負担・苦痛）を伴います。そのため、医療行為を行う際は、利益（期待される治療効果）と不利益（身体への侵襲）を検討し、利益が不利益を上回る場合に、患者さまへの説明と同意を経て、その医療行為を行うことを決定します。

しかし、医療行為は本質的に不確実・不確定なものであり、同じ治療を行っても全ての方が同じ効果を得られるものではありません。また、医療行為によって生じる予期せぬ重大な病状「合併症」や医療行為と因果関係のない病状「偶発症」あるいは体質や加齢などに伴う症状が出現する場合があります。

例えば、薬剤の投与において、アレルギーによるショックや副作用が起こる場合があります。また、採血や注射においては、血管や神経の走行、血管や血液の状態、痛みの感じ方など個人差により、医療者が標準的な手技で行ったとしても、神經損傷、止血困難、皮下血腫、薬液の血管外漏出、迷走神経反射などが起こる場合があります。

私たち医療者が細心の注意を払っても「合併症」や「偶発症」を完全に防ぐことは不可能であり、ひとたび「合併症」・「偶発症」が起これば、治療期間の延長、身体への負担や苦痛の増強、時には重い後遺症の残存や命に危険が及ぶこともあります。

このような「合併症」や「偶発症」に対しては最善の治療を行いますが、その際の医療費は通常保険診療で行うことになりますので、医療費の自己負担額をお支払いいただくこととなります。

医療行為に伴う侵襲と「合併症」・「偶発症」のリスク、医療の不確実性についてご理解いただき、治療内容に関する疑問、ご不明な点がありましたら、担当医にご確認ください。

ご納得いただけない場合や考えるお時間が必要な場合は、時間にゆとりがあれば無理に結論を出さずに他の医療機関の医師の意見（セカンドオピニオン）を聞くことをお勧めします。その際には必要な情報を提供いたします。また、他の医師の意見を求めることで不利益を受けることはありませんので、遠慮なくスタッフまでお申し付けください。

皆様のご理解をお願いいたします。

令和8年1月

J A北海道厚生連 摩周厚生病院長